

別表4 補助対象施設及び配分基準単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

1.区分	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費						
<p>① 既存施設のユニット化改修</p> <table border="1" data-bbox="217 456 940 645"> <tr> <td data-bbox="217 456 710 551">「個室 → ユニット化」改修</td> <td data-bbox="710 456 940 551">1,300 千円</td> <td data-bbox="940 456 1153 645" rowspan="2">整備床数</td> <td data-bbox="1153 360 1447 981" rowspan="3"> 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 551 710 645">「多床室 → ユニット化」改修</td> <td data-bbox="710 551 940 645">2,600 千円</td> </tr> </table> <p>ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設を改修して介護老人保健施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、介護医療院又は認知症高齢者グループホームに転換される施設のユニット化</p>	「個室 → ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	「多床室 → ユニット化」改修	2,600 千円			
「個室 → ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）				
「多床室 → ユニット化」改修	2,600 千円								
<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修</p>	800 千円	整備床数							
<p>③ 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への及び介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換整備に必要な経費</p> <table border="1" data-bbox="217 1361 940 2031"> <tr> <td data-bbox="217 1361 710 1547" rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅 </td> <td data-bbox="710 1361 940 1547"> 創設 2,440 千円 </td> <td data-bbox="940 1361 1153 2031" rowspan="3">転換前床数</td> <td data-bbox="1153 1207 1447 2031" rowspan="3"> ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1547 940 1756"> 改築 3,020 千円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1756 940 2031"> 改修 1,220 千円 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅 	創設 2,440 千円	転換前床数	ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	改築 3,020 千円	改修 1,220 千円			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた賃貸住宅 		創設 2,440 千円			転換前床数	ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。			
		改築 3,020 千円							
	改修 1,220 千円								

④ 介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費については、必要費（修繕料）、使用料及び賃貸料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
特別養護老人ホーム	3,820 千円	施設数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの)			

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注1 いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない

注2 在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外